健康維持・リフレッシュ事業

１　趣旨

　　介護保険被保険者の健康の維持及び心身のリフレッシュを図るため、柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する方が、被保険者の自宅を訪問し施術を行います。

２　施術者の登録と抹消（変更）

（１）登録

次の書類を介護保険課に提出してください。

・健康維持・リフレッシュ事業施術者登録申請書

・誓約書

・柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師免許証の写し

・<施術所を開設している方>施術所開設届出書の控えなど、施術所を開設

したことが証明できるものの写し

・<従業員として勤務している方>施術所開設届出書の控えなど、施術所に

勤務していることが証明できるものの写し

・施術に起因する事故に対応できる保険に加入していることを証明できるものの写し

※同じ事業所でも、施術者一人一人について登録が必要です。登録が完了すると、市から登録証を交付します。

（２）抹消（変更）

　　次の書類を介護保険課に提出してください。

　　・健康維持・リフレッシュ事業施術者登録抹消（変更）届

・健康維持・リフレッシュ事業施術者登録証

・<変更の場合>施術所開設届出事項変更届出書の控えなど、変更した内容

　が証明できるものの写し

３　サービス利用対象者

要介護度区分３・４・５で、在宅で生活している方

※施設で生活している方は基本ご利用いただけませんが、有料老人ホーム等　一部ご利用いただける方もいます。疑問等ありましたら介護保険課まで。

４　サービスの利用と提供

（１）利用（提供）の制限

　・このサービスは、和歌山市独自のサービスです。医療保険には使用できませんのでご注意ください。

・介護保険制度のケアプランを変更してまで施術を勧めることは絶対にしな

いでください。

　（例：介護保険で訪問リハビリテーションを受けている方に、そちらを中止して健康維持・リフレッシュの施術を勧める等）

（２）利用（提供）できる回数

　　一人あたり、最高で月４回まで利用できます。

（３）利用（提供）日程の調整

　　利用者から直接電話等がありますので、日程調整してください。

　　約束した日時に利用者宅を訪問し、施術を行ってください。

（４）施術の前に

　　・登録証を利用者に提示してください。また、利用者には利用資格認定証を見せてもらい、双方とも和歌山市に登録がある旨確認してください。

・利用者の身体の状況及び現在受けている医療保険の状況、介護保険の状況を聞いてください。

・医療保険の適用を受けている場合は同一部位への施術は行わないでください。

・介護保険の適用を受けている場合は、リハビリテーションの状況を十分に確認し、適切な施術を行ってください。

（５）施術の実施

施術の時間は２０分から３０分を目途とします。

利用者の身体の状態によって時間を短縮することはかまいませんが、その場合は利用者に十分説明をしてあげてください。

（６）施術が終わった後で

利用日と名前を記入し、押印した利用券と自己負担額２００円（１回につき）を利用者から受け取ってください。

利用料を受領し利用券を回収したときは、必ず「領収証」を発行してください。

〇問い合わせ・申請書提出先

〒６４０－８５１１

和歌山市七番丁２３番地　和歌山市　介護保険課

電話：　０７３－４３５－１１９０

Mail：　kaigohoken@city.wakayama.lg.jp